

「取り返しがつかない」死刑

無実の人への執行はなかったのか

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

「死刑は取り返しがつかない刑罰だから万が一にも誤りがあってはならない」……という話になると、必ず、「どんな刑罰だってそうだ。冤罪で奪われた時間は戻せない。だからといってその刑罰を廃止するということにはならないでしょう？」と反論される方がいます。

☆☆☆

たとえば、無期懲役判決を受けて何年も服役した後に再審で無罪となる事件が報道されるたび、この人たちの被った苦難もまた確かに取り返しのつかないことに思えます。しかし、それは、あらゆる「過去」がそうであるように「取り返し」がつかないということです。

生命を奪う死刑は「未来」のあらゆる可能性をも断ち切るものとして「取り返し」がつきません。「命あつての物種」という言葉がありますが、あらゆる人権の根幹に生命があります。

☆☆☆

もちろん、どんな刑罰の対象であれ、冤罪はあってはなりません。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則には誤判による犠牲を防止する意味があったはずですが、しかし、司法の現実は、それとは遠いものがあります。

☆☆☆

日本では、戦後、再審で無罪になった元死刑確定囚が4人います。再審が認められるまで、多くの裁判官が関与したはずですが、「疑わしい」とは誰も思わなかったのでしょうか。戦後だけでも、何百人もの死刑が執行されています。無実の人が誤って処刑されたことはないのでしょうか。

この数年、足利事件や布川事件など、無期懲役事件の再審無罪判決はありましたが、死刑事件の再審は、島田事件の無罪判決が1989年に出されたのを最後に開かれていません。

裁判所や検察は、まさに、誤判による死刑の「取り返し」のつかなさに、自分たちの過去の非を認めることができないでいるかのようです。